

市第20号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第 1 条 横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき」を「いずれかの理由により」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、「納入」の次に「（第 3 項において「申告等」という。）」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、広範囲にわたる災害その他特別の理由により、法又はこの条例に定める申告等に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、区域及び期日を指定してその期限を延長することができる。

第29条の 4 の 3 第 1 号中「第41条の18の 3 の規定により特定寄附金とみなされるもの」を「第41条の18の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第35条第 1 項中「市民税」を「市長は、市民税」に、「、第34条第 1 項」を「第34条第 1 項」に、「または」を「又は」に、「

30,000円」を「その者に対し、100,000円」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第37条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改め、「ことができる」を削る。

第40条の8第1項中「分離課税」を「市長は、分離課税」に、「30,000円」を「100,000円」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第41条第7項中「、財産区及び地方開発事業団」を「及び財産区」に改める。

第58条第1項中「第56条及び」を「第56条又は」に、「30,000円」を「100,000円」に改め、「ことができる」を削る。

第60条第1項及び第78条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改め、「ことができる」を削る。

第87条第1項中「次項」を「以下この節」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第87条の2 市長は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条の申告書とその提出期限までに提出しなかった場合は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から10日以内とする。

第104条の7の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第104条の7の2 市長は、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の申告書とその提出期限までに提出

しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から10日以内とする。

第 104 条の 9 第 1 項中「事由」を「理由」に、「30,000円」を「100,000 円」に改め、「ことができる」を削る。

第 129 条の 8 を次のように改める。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第 129 条の 8 市長は、事業所税の納税義務者が正当な事由がなく前条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の申告書その提出期限までに提出しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から10日以内とする。

第 129 条の10の見出し中「事業所税」の次に「の賦課徴収」を加え、同条第 1 項中「30,000円」を「100,000 円」に改め、「ことができる」を削る。

第 129 条の12第 1 項中「30,000円」を「100,000 円」に改め、「ことができる」を削る。

附則第 6 条から第 8 条までを次のように改める。

第 6 条から第 8 条まで 削除

附則第13条の 3 の 3 の次に次の 1 条を加える。

(新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の 3 の 4 平成24年 1 月 2 日から平成28年 1 月 1 日までの

間に新築された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。）のうち、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条の5第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。）で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

2 平成24年1月2日から平成28年1月1日までの間に新築され

た省エネルギー対策住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第15条の6第2項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 3 前2項の規定は、省エネルギー対策住宅の所有者から、当該省エネルギー対策住宅が新築された日から当該省エネルギー対策住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、規則で定める書類を添付して、当該省エネルギー対策住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る省エネルギー対策住宅につき第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第13条の 6 の次に次の 2 条を加える。

（耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の 7 法附則第15条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定は、昭和57年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち平成24年 1 月 2 日から平成27年12月31日までの間に耐震改修（同条第 1 項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 1 項中「この項及び」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用するこの項及び」と、「この項から」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項から」と、「平成18年 1 月 1 日から平成21年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該耐震改修が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から 3 年度分、当該耐震改修が平成22年 1 月 1 日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年 1 月 2 日から同年12月31日までの間に完了した場合にあつては平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当

該耐震改修が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日) を賦課期日とする年度分」と、「この項の」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第 2 項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第 2 項において読み替えて準用する条例附則第 13 条の 4 に」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 1 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第 13 条の 4 の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 9 第 1 項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第 13 条の 4 中「同項の規定による」とあるのは、「附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 9 第 1 項の規定による」と読み替えるものとする。

(熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項から第 12 項までの規定は、平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分(同条第 4 項に規定する特定居住用部分をいう。)において平成 24 年 1 月 2 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に熱損失防止改修工事(同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事をいう。

)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 9 項中「この項から」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項から」と、「この項、」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項、」と、「附則第15条の 6 第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「条例附則第13条の 3 の 3 において準用する」と、「、前条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する次項」と、「第 4 項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの条」と、「附則第15条の 6 第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「条例附則第13条の 3 の 3 において準用する」と、「、前条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「

第 352 条第 1 項」とあり、及び「同条第 1 項」とあるのは「第 702 条の 8 第 1 項においてその例によるものとされる第 352 条第 1 項」と、「第 5 項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第 11 項中「前 2 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用する前 2 項」と、同条第 12 項中「前項」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する前項」と、「第 9 項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する第 9 項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第 13 条の 6 の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 9 第 9 項又は第 10 項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第 13 条の 6 中「これらの」とあるのは、「附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第 15 条の 9 第 9 項又は第 10 項の」と読み替えるものとする。

(横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市市税条例の一部を改正する条例 (平成 20 年 12 月横浜市条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「第 41 条の 18 の 3 」を「関する寄附金」に改め、

「第41条の18の2第1項」の次に「の規定により特定寄附金とみなされるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市市税条例附則第6条から第8条までの改正規定、同条例附則第13条の3の3の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第13条の6の次に2条を加える改正規定並びに附則第4項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の3の4第3項、新条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条の9第2項又は新条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第11項の申告書の提出は、前項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の横浜市市税条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項の規定により市長が告示で定める期日まで延長することとされた期限で、この条例の施行前に当該告示が定められていないものは、新条例第18条第3項の規定により延長された期限とみなす。
- 4 旧条例附則第6条の規定は、平成24年1月1日までの間に新築された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。）

に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い過料の引上げ等を行うとともに、省エネルギー対策住宅等に係る都市計画税の減額措置を講ずる等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例等の一部改正案要綱

地方税法の一部改正、省エネルギー対策住宅等に係る都市計画税の減額措置の新設等に伴い、横浜市市税条例等の一部を改正したいが、その改正点は、次のとおりである。

1 都市計画税

- (1) 新築された住宅に係る都市計画税の減額措置は、平成 24 年 1 月 1 日までの間に新築された住宅をもって廃止すること（横浜市市税条例（以下「市税条例」という。）附則第 6 条）。
- (2) 平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日までの間に新築された省エネルギー対策住宅について、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなる年度の初日の属する年の 1 月 31 日までの間に市長に申告書の提出がされた場合には、新築された年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分（中高層耐火建築物にあっては、5 年度分）の都市計画税額からその 2 分の 1 を減額すること（市税条例附則第 13 条の 3 の 4）。
- (3) 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、平成 24 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明されたものについて、改修工事完了後 3 月以内に市長に申告書の提出がされた場合には、改修工事が行われた年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分（平成 24 年 12 月 31 日までの間に改修工事が完了した場合にあっては、平成 25 年度から 2 年度分）の都市計画税額からその 2 分の 1 を減額すること（市税条例附則第 13 条の 7）。
- (4) 平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅又は区分所有に係る

家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において平成24年1月2日から平成25年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われたものについて、改修工事完了後3月以内に市長に申告書の提出がされた場合には、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の都市計画税額からその3分の1を減額すること（市税条例附則第13条の8）。

2 期限の延長

広範囲にわたる災害その他特別の理由がある場合には、市長が区域及び期日を指定して地方税法又は市税条例に定める申告等に関する期限を延長することができることとする（市税条例第18条第1項及び第3項）。

3 過料

不申告等の過料の引上げ等を行うこと（市税条例第35条第1項、市税条例第37条第1項、市税条例第40条の8第1項、市税条例第58条第1項、市税条例第60条第1項、市税条例第78条第1項、市税条例第87条第1項、市税条例第87条の2、市税条例第104条の7の2、市税条例第104条の9第1項、市税条例第129条の8、市税条例第129条の10第1項、市税条例第129条の12第1項）。

4 その他条文の整備を行うこと（市税条例第29条の4の3第1号、市税条例第41条第7項、横浜市市税条例の一部を改正する条例附則第4項）。

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（災害等による期限の延長）

第 18 条 市長は、納税者 又は 特別徴収義務者が次の いずれかの理由により 各号の一に該
当する場合において、その該当する事実に基づき、法 又は この
条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに
関するものを除く。） 又は 納付 若しくは 納入（第 3 項において
「申告等」という。） または もしくは に関する期限までに、これらの行為を
することができないと認めるときは、90 日（特別徴収義務者については、30 日）を
限度として、その期限を延長することができる。

（第 1 号から第 4 号まで及び第 2 項省略）

3 市長は、広範囲にわたる災害その他特別の理由により、法 又は
市長は、災害その他特別の理由がある場合においては、前項の
この条例に定める申告等に関する期限までに、これらの行為をす
規定にかかわらず、区域及び期日を指定して第 1 項の規定により
ることができないと認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、
その期限の延長をすることができる。
区域及び期日を指定してその期限を延長することができる。

（寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金）

第 29 条の 4 の 3 法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する条例で定
める寄附金は、次に掲げる寄附金又は金銭であって、市民の福祉
の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定したもの
（以下「控除対象寄附金」という。）とする。

(1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 2 項第 2 号及び第
3 号に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附
第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされるもの
金を含む。次号において同じ。）のうち、本市の区域内に事務
所又は事業所を有する法人（設立前のものを含む。次号におい

て同じ。)又は団体に対する寄附金

(第 2 号及び第 3 号省略)

(個人の市民税に関する不申告の過料)

第 35 条 市長は、市民税の納税義務者が第 34 条第 1 項、第 2 項、市民税、第 34 条第 1 項、第 6 項又は第 7 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。30,000 円に処する。

(第 2 項省略)

(市民税の納税管理人に関する不申告の過料)

第 37 条 市長は、前条第 2 項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科することができる。

(第 2 項省略)

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第 40 条の 8 市長は、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。30,000 円に処する。

(第 2 項省略)

(固定資産税の納税義務者等)

第 41 条 (第 1 項から第 6 項まで省略)

7 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成す

る埋立地等（同法第 42 条第 2 項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区及び地方開発事業団（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立地等にあつては、その埋立地等を使用する者をもってその埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなし、都道府県等が同条第 1 項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国がその埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、その埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。）をもってその埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなす。

（第 8 項及び第 9 項省略）

（固定資産税にかかる不申告に関する過料）

第 58 条 市長は、固定資産の所有者（第 41 条第 8 項及び第 9 項の場合にあつては、これらの規定によって所有者とみなされる者とする。）が第 56 条又は第 57 条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合は、その者に対し、 $\frac{10}{30}$ $\frac{0,000}{,000}$ 円以下の過料を科することができる。

（第 2 項省略）

(固定資産税の納税管理人に関する不申告の過料)

第 60 条 市長は、前条第 2 項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な事由がなくて申告しなかった場合は、その者に対し、 $\frac{100,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$ 以下の過料を科することができる。

(第 2 項省略)

(軽自動車税に関する不申告等の過料)

第 78 条 市長は、軽自動車等の所有者等又は第 71 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が第 77 条第 1 項から第 3 項まで又は前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合は、その者に対し、 $\frac{100,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$ 以下の過料を科することができる。

(第 2 項省略)

(たばこ税の申告納付)

第 87 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者 (以下この節において「申告納税者」という。) は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この項において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、法第 469 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第 477 条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告し

た税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、法第 473 条第 1 項後段の規定に基づく総務省令の定めるところにより、法第 469 条第 2 項に規定する書類及び法第 477 条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(第 2 項省略)

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第 87 条の 2 市長は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条の申告書をその提出期限までに提出しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から 10 日以内とする。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 104 条の 7 の 2 市長は、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の申告書をその提出期限までに提出しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から 10 日以内とする。

(特別土地保有税の納税管理人に関する不申告の過料)

第 104 条の 9 市長は、前条第 2 項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告しなかった場合は、その者に対し、 $\frac{100,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$ 以下の過料を科することができる。

(第 2 項省略)

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第 129 条の 8 市長は、事業所税の納税義務者が正当な事由がなく
削除
て前条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の申告書をその提出期限までに
提出しなかった場合は、その者に対し、100,000 円以下の過料を科
する。

2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納
期限は、その発する日から 10 日以内とする。

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第 129 条の 10 市長は、前条の規定により申告すべき者が同条の規
定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しな
かった場合は、その者に対し、 $\frac{100,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$ 以下の過料を科する
ことが
できる°

(第 2 項省略)

(事業所税の納税管理人に関する不申告の過料)

第 129 条の 12 市長は、前条第 2 項の認定を受けていない事業所税
の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規
定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告
しなかった場合は、その者に対し、 $\frac{100,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$ 以下の過料を科する
ことができる°

(第 2 項省略)

附 則

(新築住宅に対して課する都市計画税の減額)

第 6 条から第 8 条まで 削除
第 6 条 法附則第 15 条の 6 の規定は、都市計画税に
ついて準用する。

第 7 条及び第 8 条 削除

（新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額）

第 13 条の 3 の 4 平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日までの間に新築された住宅（法附則第 15 条の 6 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第 13 条の 7 第 1 項及び附則第 13 条の 8 第 1 項において同じ。）のうち、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 5 の 5 - 1 (3) の等級 4 又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条の 5 第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。）で法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 3 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の 2 分の 1 に相当する

額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 平成24年1月2日から平成28年1月1日までの間に新築された省エネルギー対策住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第15条の6第2項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。
- 3 前2項の規定は、省エネルギー対策住宅の所有者から、当該省エネルギー対策住宅が新築された日から当該省エネルギー対策住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、規則で定める書類を添付して、当該省エネルギー対策住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る省エネルギー対策住宅につき第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 7 法附則第 15 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定は、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち平成 24 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震改修（同条第 1 項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 1 項中「この項及び」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用するこの項及び」と、「この項から」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項から」と、「平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該耐震改修が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から 3 年度分、当該耐震改修が平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成 24 年 1 月 2 日から同年 12 月 31 日までの間に完了した場合にあつては平成 25 年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分」と、「この項の」

とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

2. 附則第13条の4の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の9第1項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の4中「同項の規定による」とあるのは、「附則第13条の7第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第1項の規定による」と読み替えるものとする。

(熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

- 第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分(同条第4項に規定する特定居住用部分をいう。)において平成24年1月2日から平成25年3月31日までの間に熱損失防止改修工事(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から」とあるのは「横浜市市税条

例（以下「条例」という。）附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「附則第15条の6第1項若しくは第2項、」とあるのは「条例附則第13条の3の3において準用する」と、「、前条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「附則第15条の6第1項若しくは第2項、」とあるのは「条例附則第13条の3の3において準用する」と、「、前条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項」とあり、及び「同条第1項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項」と、「第5項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を

適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

2. 附則第13条の6の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項又は第10項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6中「これらの」とあるのは、「附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項又は第10項の」と読み替えるものとする。

横浜市市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

附 則

（第1項から第3項まで省略）

- 4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第29条の4の3の規定の適用については、同条中「

関する寄附金
第 41 条の 18 の 3」とあるのは、「関する寄附金
第 41 条の 18 の 3 及び所得税法等
の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 55 条の規定
によりなおその効力を有することとされる同法第 8 条の規定によ
る改正前の租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項の規定により特
定寄附金とみなされるもの」とする。

（第 5 項及び第 6 項省略）